

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスについては現在の経営における重要課題であると認識しております。経営の透明性、公正性、迅速な意思決定および的確で迅速な情報開示に努めております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て遵守し、社内統治体制の強化に努めてまいります。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社プラスファイブ	2,230,720	32.01
ワイズ共栄会	479,800	6.88
DAIWA CM SINGAPORE LTD-NOMINEE YAMADA TETSU (常任代理人 大和証券株式会社)	378,700	5.43
DAIWA CM SINGAPORE LTD-NOMINEE PLUS SEVEN PTE. LTD. (常任代理人 大和証券株式会社)	319,000	4.57
ヨシタケ社員持株会	161,824	2.32
山田 怜子	98,600	1.41
吉田 均	87,840	1.26
島 亜紀	87,740	1.25
東芳工業株式会社	84,560	1.21
株式会社昭和螺旋管製作所	84,500	1.21

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	機械
----	----

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

\_\_\_\_\_

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

\_\_\_\_\_

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			
加藤 敦	他の会社の出身者														

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加藤 敦	○	—	加藤 敦氏は株式会社セーシンの代表取締役として経営経験があり、経営全般に対する助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものです。また、一般株主と利益相反のおそれはないものと判断し、独立役員として指名しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名

監査役の人数	3名
--------	----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人から定期的に会計監査内容について説明を受け、情報の交換を行うとともに、連携して監査の実効性を確保しております。また、内部監査室長に監査役会への出席を求め、内部監査計画および実績について説明を受け、情報の交換を行うとともに、連携して監査の実効性を確保しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
田嶋 好博	弁護士														
林 宏忠	他の会社の出身者														

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田嶋 好博	○	—	弁護士としての豊富な経験と見識により、専門的見地から経営に対する監視・監査を遂行するに適任であるため。 また、一般株主と利益相反のおそれはないものと判断し、独立役員として指名しております。
林 宏忠	○	—	林 宏忠氏は株式会社メイネツの代表取締役として経営経験があり、社外監査役候補者として申し分ないものとして考え選任しております。 また、一般株主と利益相反のおそれはないものと判断し、独立役員として指名しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

—

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する	実施していない
--------------------	---------

## 施策の実施状況

### 該当項目に関する補足説明

過去2回ストックオプションを付与した実績がありますが、現状は付与残高はありません。今後も必要に応じて実施の検討をしております。

## ストックオプションの付与対象者

### 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

### (個別の取締役報酬)の開示状況

個別報酬の開示はしていない

### 該当項目に関する補足説明

有価証券報告書ならびに事業報告に、取締役及び監査役に対する報酬総額を開示しております。

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を常時閲覧することができる体制をとっております。また、監査役から補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、監査役との協議のうえ、合理的な範囲で配置することとしております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社はコーポレート・ガバナンスについては、現在の経営における重要課題であると認識しております。経営の透明性、公正性、迅速な意思決定および的確で迅速な情報開示に努めております。

当社は、取締役会を最高の意思決定機関と位置づけ、原則毎月開催しております。また、監査役会は社外監査役2名を含む3名で構成されており、客観的で公正な監査をはかっております。監査役は取締役会およびその他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるなど、客観的な立場で取締役の職務執行について監督機能を発揮しております。

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針について特段の定めを置いておりませんが、経営体から独立した客観的な見地から経営執行の監督を図る観点により、社外取締役を選任し、取締役会および監査役会に出席し中立的な立場から意見を表明し、社内監査役と連携して透明かつ公正性の高い経営を担保するため、社外監査役を選任しております。

会計監査は有限責任監査法人トーマツに依頼しており、弁護士および税理士からは状況に応じた助言を受けております。

内部管理体制の整備・運用状況につきましては、当社は内部牽制組織として社長の直轄で内部監査室を設置し、委嘱を受けた内部監査員1名が年間監査計画に基づき日常業務の適法性、適正性の監査を実施するとともに、各部門に対して業務改善に関する指摘、助言を行い、業務の効率化や改善を図っております。

なお、監査役は、内部監査室と定期的な会合を持ち、連携して監査の実効性を確保しております。

また、管理部門の配置につきましては、総務および人事を担当する総務部ならびに経理、財務、経営企画および情報システムを担当する経理部を置いております。総務部および経理部は製造部門、営業部門などの他部門からは独立しており、全社的な内部管理および内部牽制体制の確保を図っております。

当社の子会社の業務の適正を確保するため、子会社の経営については、事業の経過について定期的な報告を求めるほか、重要案件については当社取締役会規則に準じた形で議案として提出され取締役会において審議いたします。当社から取締役または監査役を派遣し、子会社が当社の経営方針に沿って適正に運営されていることを確認する体制を取るとともに当社内部監査室による重要性の高い子会社に対する内部監査が行われ、その結果は子会社にフィードバックされ、代表取締役および監査役に適宜報告されます。

社内規定の整備の状況につきましては、ISO9001およびISO14001の定期的な維持監査による運用確認のほか、組織の改正、関連法令の改正などに対応し、整備・改定に取り組んでおります。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会の適切な意思決定を図るとともに、監督機能の一層の強化を図ることを目的に、独立性のある社外取締役及び社外監査役を選任し、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会招集通知を当社ホームページに掲載しております

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	事業報告書、決算短信、決算説明資料、適時開示資料、計算書類などをタイムリーにPDFにて提供しております。	
IRIに関する部署(担当者)の設置	IRIにつきましては、経理部が担当しております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	毎年、環境方針および環境目標を設定し、環境保全活動に取り組んでおります。その結果につきましては、環境報告書として当社ホームページに掲載しております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、取締役会規則により会社の業務執行を決議することとします。子会社における重要事項についても当社規定に準じた形で議案として提出され取締役会において審議されます。代表取締役は取締役会から委任された当社グループの業務執行の決定を行うとともに、取締役会決議、社内規定に従い職務を執行いたします。取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視、監督します。

取締役の職務執行状況は監査基準および監査計画に基づき監査役の監査を受けるものとしております。

業務執行部門から独立した内部監査室が定期的に当社および重要性の高い子会社に対する内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、代表取締役および監査役に適宜報告しております。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令および文書管理規定に基づき、定められた場所に定められた期間を適切に保存および管理しております。

取締役および監査役はこれらの情報を常時閲覧することができます。

#### 3. 当社グループの損失の危険管理に関する規定その他の体制

全社的なリスクは管理部門が統括的に管理しますが、各部門固有の業務に付随するリスクについては各部門長が、それぞれ自部門に内在するリスクを把握、分析、評価したうえで適切な対策を実施するとともに、使用人への教育を実施します。子会社のリスクに関しては子会社を管轄する取締役および責任者が常時監視するとともに当社取締役会に報告する体制をとっております。

当社グループ内に不測の事態が発生した場合は、当社社長指揮下の対策本部を設置し、迅速かつ適正な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整えます。

#### 4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための基礎として、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。年度予算を立案し、全社のおよび各部門が実施すべき具体的な目標設定を行います。また、取締役、監査役および部門長により構成される予算委員会を毎月1回開催し、各部門長から実績報告を行い、予実績管理を実施しております。

子会社においても当社に準じた体制を取るとともに、重要事項ならびに予実績分析を取締役会に報告しております。

#### 5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の経営については、事業の経過について定期的な報告を求めるほか、重要案件については事前協議を行うこととしております。当社から取締役または監査役を派遣し、子会社が当社の経営方針に沿って適正に運営されていることを確認する体制としております。

#### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、必要に応じて内部監査担当者を補助者とし、監査業務に必要な事項を命令することができるものとします。内部監査担当者は、監査役会との協議により監査役の要請した事項の臨時監査を実施し、その結果を監査役会に報告します。

監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助者は、その命令に関して監査役以外の者の指揮命令を受けず、当該使用人の任免、異動、人事評価に関しては、監査役の同意を得なければならないものとします。

#### 7. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役からその職務の執行について生ずる費用等の請求があった場合には、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、直ちにこれを負担いたします。

#### 8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会のほか、当社グループ内の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて担当取締役(子会社を含む)または使用人に説明を求めることとしております。

業務運用にかかる不適切な行為の兆候もしくは不適切な行為が発見された場合、発見者は内部通報制度運用規定に則り取締役および経営者に直接通報する体制を取っており、通報を受けたものは遅滞無く監査役へ報告することとしております。

#### 9. 前号の報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度運用規定に基づき総務部長が統括責任者となり、報告者の職場環境が悪化することの無いよう適切な処置を取ることとします。

#### 10. その他監査役がその職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

監査役会は毎月1回開催され、年間計画に基づき取締役と重要課題等について意見交換を行っております。

監査役は、内部監査室と定期的な会合を持つほか、会計監査人から会計監査内容について説明を受け、情報の交換を行うとともに、連携して監査の実効性を確保しております。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当要求には断固として拒絶します。

また、同勢力対応部署を管理部門と定め、同勢力との関係を遮断する体制の整備に努めております。

## V その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

